

### 令和3年度(3月分)入札結果一覧表

No.	入札方法	入札日	工事担当課名	工事名	予定価格 (税抜き)	低入札価格調査 基準価格 (税抜き)	入札参加業者	入札参加業者数	落札業者名	工期	落札金額 (税抜き)
	工事種別	入札時間	工事番号	工事場所	設計工期	失格価格又は 最低制限価格 (税抜き)					落札率
1	随意契約	令和4年3月4日	水道企画課	六十谷水管橋緊急復旧工事その1	246,505,000 円	0 円	日鉄パイプライン&エンジニアリング(株)	1	日鉄パイプライン&エンジニアリング(株)	令和4年3月4日 から 令和4年3月31日 まで	246,500,000 円
	鋼構造物工事業	13:30	21000049	和歌山市六十谷地内から有本地内まで	28 日	0 円					100.00 %
2	随意契約	令和4年3月15日	水道企画課	六十谷水管橋緊急復旧工事その2	2,570,357,000 円	0 円	日鉄パイプライン&エンジニアリング(株)	1	日鉄パイプライン&エンジニアリング(株)	令和4年3月15日 から 令和4年3月31日 まで	2,567,000,000 円
	鋼構造物工事業	13:30	21000050	和歌山市六十谷地内から有本地内まで	17 日	0 円					99.87 %
3	随意契約	令和4年3月15日	水道企画課	六十谷水管橋緊急復旧工事その3	277,201,000 円	0 円	日鉄パイプライン&エンジニアリング(株)	1	日鉄パイプライン&エンジニアリング(株)	令和4年3月18日 から 令和4年10月31日 まで	276,500,000 円
	鋼構造物工事業	14:00	21000057	和歌山市六十谷地内から有本地内まで	228 日	0 円					99.75 %

年 度	令和3年度
工 事 番 号	第21000049号
工 事 名	六十谷水管橋緊急復旧工事その1
工 事 概 要	設計業務 1式 調査業務 1式 足場工 1式
随意契約の理由	<p>・令和3年10月3日発生した、六十谷水管橋崩落に起因する断水の応急復旧のため布設した仮設配管により、県道141号線（六十谷橋）全面通行止めを強いており、市民生活に著しく支障が生じている。</p> <p>・本現場は河川区域内となるため、非出水期の間には工事を完了させる必要がある。また、仮設送水管については、河川増水により破損するおそれがあるため、非出水期の間には撤去する必要がある。</p> <p>・落橋した部材の早期回収、吊材が破断している区間の早期撤去が求められている。吊材が破断している区間については、崩落のおそれがあるため、早急に撤去する必要がある。</p> <p>これらの理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号を適用し、和歌山市湊1850番地 日鉄パイプライン&amp;エンジニアリング株式会社 資源エネルギー事業部 和歌山支店 和歌山支店長 山本 啓一と契約致したい。</p>

年 度	令和3年度
工 事 番 号	第21000050号
工 事 名	六十谷水管橋緊急復旧工事その2
工 事 概 要	水管橋製作工 1式 仮設工 1式 水管橋架替工 1式 既設水管橋補強工 1式
随意契約の理由	<p>・令和3年10月3日発生した、六十谷水管橋落橋に起因する断水の応急復旧のため布設した仮設配管により、県道141号線（六十谷橋）全面通行止めを強いており、市民生活に著しく支障が生じている。</p> <p>・本現場は河川区域内となるため、非出水期の間には工事を完了させる必要がある。また、仮設送水管については、河川増水により破損するおそれがあるため、非出水期の間に撤去する必要がある。</p> <p>・落橋した部材の早期回収、吊材が破断している区間の早期撤去が求められている。吊材が破断している区間については、崩落のおそれがあるため、早急に撤去する必要がある。</p> <p>これらの理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号を適用し、和歌山市湊1850番地 日鉄パイプライン&amp;エンジニアリング株式会社 資源エネルギー事業部 和歌山支店 和歌山支店長 山本 啓一と契約致したい。</p>

年 度	令和3年度
工 事 番 号	第21000057号
工 事 名	六十谷水管橋緊急復旧工事その3
工 事 概 要	既設水管橋補修工 1式 仮設配管撤去工 1式
随意契約の理由	<p>本工事は、六十谷水管橋緊急復旧工事その1、その2（以下、本体工事という）における架替範囲外である既設水管橋部の塗装の塗り替え及び補強を行い、仮設配管を撤去するものである。</p> <p>本工事を施工するにあたり、本体工事の進捗に支障がないよう工程調整するため、本体工事受注者が受注することで工程管理が確保でき、また本体工事において設置した作業用足場を、本工事の既設水管橋補修工において利用することにより、本工事の仮設費を削減することができる。</p> <p>このことにより、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、和歌山市湊1850番地日鉄パイプライン&amp;エンジニアリング株式会社 資源エネルギー事業部 和歌山支店 和歌山支店長 山本啓一と契約致したい。</p>